

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

【平成30年度】

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項（備考）
HorizonCX線骨密度測定装置一式	事務部病院建設室 真岡市台町2461	平成30年4月13日	東洋メディック株式会社 東京都新宿区東五軒町2-13	10,324,800 円	契約業者は当該物品の日本総代理店・製造販売元であり、他の業者では取扱いが不可能であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第3項）	
ウォールケアユニット一式	事務部病院建設室 真岡市台町2461	平成30年8月31日	サンメディックス株式会社 宇都宮市細谷町388番地1	21,276,000 円	入札に対する応札が当該業者のみであり、入札額が入札予定価格を下回ったため。（日本赤十字社会計規則施行細則第36条「随意契約の特例」）	
整形外科手術器械一式	事務部病院建設室 真岡市台町2461	平成30年10月24日	サンメディックス株式会社 宇都宮市細谷町388番地1	5,605,200 円	入札時不落であったが、最低入札価格を提示した当該業者と交渉の結果、入札予定価格を下回ったため。（日本赤十字社会計規則施行細則第36条「随意契約の特例」）	
ジェットウォッシャー洗浄装置一式	事務部病院建設室 真岡市台町2461	平成30年11月5日	サンメディックス株式会社 宇都宮市細谷町388番地1	29,052,000 円	入札時不落であったが、最低入札価格を提示した当該業者と交渉の結果、入札予定価格を下回ったため。（日本赤十字社会計規則施行細則第36条「随意契約の特例」）	
高圧蒸気滅菌装置一式	事務部病院建設室 真岡市台町2461	平成30年11月5日	サンメディックス株式会社 宇都宮市細谷町388番地1	20,304,000 円	入札時不落であったが、最低入札価格を提示した当該業者と交渉の結果、入札予定価格を下回ったため。（日本赤十字社会計規則施行細則第36条「随意契約の特例」）	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

【平成30年度】

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項（備考）
手術室シーリングペンダント	事務部病院建設室 真岡市台町2461	平成30年12月10日	株式会社イノメディックス 東京都文京区小石川 4丁目17番15号	7,398,000 円	入札時不落であったが、最低入札価格を提示した当該業者と交渉の結果、入札予定価格を下回ったことから日本赤十字社会計規則第36条に基づき随意契約とした。	
業務効率化サポートシステム導入運用支援業務委託契約	事務部病院建設室 真岡市台町2461	平成31年1月1日	日本メディカルプロダクツ株式会社 東京都中央区 小伝馬町12-9	4,800,000 円	契約業者は当該システムの開発会社であり、円滑な導入及び運用支援が可能であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第3項）	
生体情報モニタリングシステム一式	事務部病院建設室 真岡市台町2461	平成31年2月28日	株式会社栗原医療器械 店宇都宮支店 宇都宮市岩曾町1307-3	63,897,336 円	入札に対する応札が当該業者のみであり、入札額が入札予定価格を下回ったため。（日本赤十字社会計規則施行細則第36条「随意契約の特例」）	
全自動化学発光免疫測定装置賃貸借契約	事務部病院建設室 真岡市台町2461	平成31年3月1日	東邦薬品株式会社 栃木営業部 宇都宮市問屋町 3172番地33	5,280,000 円	契約業者は当該機器の代理店であり、確実な保守体制のもと安定的かつ円滑なメンテナンスが可能であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第3項）	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。